令和８年度

第３回一宮市農業委員会総会

議　事　録

と　き：令和８年６月２６日（金）

ところ：木曽川庁舎第３研修室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会　第３回総会　議事録

令和８年６月２６日（金）開催

＜議事日程＞
日程第１　議事録署名者の選出について
日程第２
　第１号議案　農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について
日程第３　提出議案
　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請許可決定について
　議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請意見決定について
　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請意見決定について
　議案第４号　相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について
　議案第５号　農用地利用集積等促進計画案の決定について
日程第４　報告事項
　報告第１号　農地法第４条第１項第７号の規定による届出受理報告について
　報告第２号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出受理報告について
　報告第３号　現況証明報告について
　報告第４号　「地域計画」に係る意見報告について

＜出席委員＞
（農業委員：１７名）

１番　酒井　敏夫	２番　岩田　良彦
３番　奥　智子	４番　熊澤　宣明
５番　坂井　利弘	６番　林　泰江
７番　近藤　篤誼	８番　（欠席）
９番　岩田　健司	１０番　（欠席）
１１番　小島　かな子	１２番　内藤　秀基
１３番　青山　真由美	１４番　佐々　均
１５番　浅野　冨士男	１６番　星野　幸代
１７番　成瀬　宏満	１８番　杉本　ひろ子
１９番　江嵜　正雄	

（農地利用最適化推進委員：１４名）

１番　木村　光男	２番　（欠席）
３番　伊藤　則夫	４番　後藤　一敏

５番	重松　健三	６番	（欠席）
７番	木全　博	８番	（欠席）
９番	安田　正雄	１０番	立山　克生
１１番	青山　豊	１２番	後藤　充治
１３番	梶田　政弘	１４番	森　　義光
１５番	市川　隆久	１６番	大宮　憲治
１７番	川井　達朗		

＜欠席委員＞

（農業委員：２名）

８番	佐野　正実	１０番	酒井　正明

（農地利用最適化推進委員：３名）

２番	伊藤　末雄	６番	柴山　守男
８番	浅井　孝義		

＜事務局＞

事務局長	古田　雅巳	専任課長	角田　篤彦
課長補佐	坂野　誠		加藤　勝明

＜農業振興課＞

課長	浅井　覚	専任課長	村瀬　昌宏
課長補佐	堀井　恵美子	主査	渡辺　志保

開　会（午後２時００分）

【古田事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和８年度第３回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに熊澤会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【熊澤会長】

あいさつ

【古田事務局長】
　この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第５条の２の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開　会（午後２時０５分）

【熊澤議長】
　それでは、ただいまから、第３回総会を開催いたします。本日の出席委員は、１９名中１７名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。
　はじめに、日程第１「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議　　場　　［異議なしの声］

【熊澤議長】
　異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。１番　酒井　敏夫委員さん、６番　林　泰江委員さんのご両名にお願いいたします。
　続きまして、日程第２「第１号議案　農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」を議題とします。
　本日、市農業振興課の担当職員が同席しておりますので、除外の案件につきまして説明をお願いいたします。

【渡辺主査】
　それでは、第１号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」の説明に入ります。
　本議案は、２０２６年２月１４日から２０２６年５月１５日までに各事業計画者から申し出のありました、除外７件の農用地利用計画の変更について記載しています。なお、関係各課との協議の結果、他法令の許認可の見込みがあることを確認しております。
　資料の見方ですが、１枚めくっていただきますと、見開きで上には申出者や位置図が、下には詳細図が記載してあります。なお、５番については詳細図が

２枚あります。
　地図上の緑色は農用地区域内農地、ピンク色は除外の申出地、黄色は事業地や既存駐車場等関係先、オレンジ色は農業用施設用地、青色は一体利用地を示しており、右端の「意見等」の欄は、該当する土地改良区などを記載しております。
　各土地改良区と農協からは、いずれも計画変更は“やむを得ない”との御意見をいただいています。
　各申出地につきましては、いずれも周辺の土地で交渉を行い不調となっており、除外はやむを得ないものと考えます。
　それでは、個々の説明に移ります。
　１番　一般廃棄物処理施設です。申出者は一般廃棄物処理業を営んでいます。処理及び保管に必要なスペースが十分に確保できず、作業効率が低下し、安全な作業環境の確保が難しい状況となっています。さらに、愛知県が実施する大規模特定河川事業二級河川日光川水系野府川日光川２号放水路の予定区域内に申出者の施設が含まれることとなり移転の必要が生じたため、新たに一般廃棄物処理施設の建設を計画しました。関連する７番については後程説明いたします。
　２番　駐車場です。申出者は水道設備工事業及び土木工事業を営んでいます。人員及び車両の増加に伴い、駐車場のスペースが不足したことにより、工事車両と通勤車両の入替作業が必要となり、周辺道路の交通に影響を及ぼしています。この状況を改善するため、駐車場の設置を計画しました。
　３番　駐車場です。申出者は一般貨物自動車運送業を営んでいます。申出地の東側に物流倉庫を借りていますが、業務量が増大し、駐車場が不足しています。この状況を改善するため、駐車場の設置を計画しました。
　４番　駐車場です。申出者は一般貨物自動車運送業を営んでいます。現在、一宮市丹陽町と江南市般若町の２か所の借地を駐車場として利用していますが、丹陽町にある借地の一部の地権者より土地の返却を求められています。また、駐車場が２か所に分かれていることで配送の手配等に支障をきたしています。これらの状況を改善するため、新たに駐車場の設置を計画しました。
　５番　駐車場です。申出者は主に病院を営んでいます。外来患者数の増加や新たな病棟の開設などに対応するため駐車場を増設してきましたが、再び駐車場が不足しています。さらに外来患者数の増加が見込まれること、新たな施設の建設計画により一部の駐車場が使用できなくなること、賃借している駐車場の解約を予定していること等の理由により駐車場の設置を計画しました。今回は必要な台数（約６００台）のうち、交渉が成立した申出地で確保できる台数（２４３台分）についての計画です。詳細図は次のページにもございますので

ご確認ください。
　６番　資材置場兼駐車場です。申出者は管工事業および土木工事業を営んでいます。親会社から分社化し、すでに保有している事業地に事務所を建設することとなりました。新体制での事業の円滑な遂行を図るため、また以前から工事の受注が増加傾向にあり作業効率の改善及び向上を図るため、資材置場と駐車場の設置を計画しました。
　７番　産業廃棄物の資材置場です。申出者は産業廃棄物の収集・運搬・処理業を営んでいます。愛知県が実施する大規模特定河川事業二級河川日光川水系野府川日光川２号放水路の予定区域内に申出者の資材置場が含まれることとなり、移転の必要が生じたため、新たに資材置場の設置を計画しました。
　以上、２０２６年５月締切の除外申出の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
　なお、２０２５年１１月の除外申出については、７件すべての農地転用申請が提出されていますので、ご報告申し上げます。

【熊澤議長】
　ただいま、市農業振興課より説明がありました。
　最初に、該当地区の委員さん、現地について、何かご意見があればお願いします。

【江嵜委員】
　今回農業振興地域で申請が出ていますが、この元となる日光川水系の事業が農業振興地域内にあるのですが、ここの事務手続きは済んでいますか。

【渡辺主査】
　今回の申し出は、県の河川事業区域となってしまった事業所の移転先の除外が必要となったものであります。

【農業振興課長】
　この県の河川事業が今進んでいるかというお問い合わせでよろしいでしょうか。

【江嵜委員】
　違います。県の事業でもあって、国交省が買収しました。ここは農業振興地域ではありますが、私が聞いたところでは国でも公共機関でも農地法というか決まり上は農業振興地域除外の審議が必要かと聞いています。

【農業振興課長】
まず、冒頭でご説明しましたとおり、この河川事業の施行者は、愛知県であると認識でおります。農業振興地域の農用地区域からの除外に関することは、おっしゃられましたとおりで、県のいわゆる公共事業であっても、特段の事情を除いては、今日のようにご意見をお伺いした上で、除外手続を行うことが原則必要としております。

【江嵜委員】
１番の除外の根拠はポンプ場建設で移転する必要があるということですね。そのポンプ場建設、根本は農業振興地域の除外の審議はされているのかと聞いています。されていますか。

【渡辺主査】
１番の除外申し出につきましては、おっしゃられました通り、収用法適用の事業地だからといって、移転先の除外の申し出が不要というわけではないものですから、今回、事業者様が除外の申し出をされまして、本日、農業委員様にご意見を聴取している次第です。来月には県の会議にもかけていく予定でして、一般の除外案件と同じように進めていく予定でございます。

【江嵜委員】
違うのではないですか。

【農業振興課長】
お手元の資料の地図のうち、黄色い部分についてのお話でよろしいでしょうか。今私ども、1 番のピンク色の部分について意見をお願いしておりましたけれど、黄色の部分についての除外のお話でよろしいですか。

【江嵜委員】
全体の話です。この申出者さんだけのためのポンプ場建設ではありません。ここに一町田くらいの農業振興地域があるわけです。全体に一体化した事業です。部分的には宅地化されている部分もあるので除外申請してあると思うが、元の事業全体が一町田くらいの農業振興地域内の除外の審議がされて当然ですが、その審議がされていないのではないですか。この部分だけされても。関係ないと言われるならそれはそれでいいです。

【渡辺主査】
　どこまでお答えできるかという問題もありますが、今のところ買収話が整ったところから着手を開始しているようです。今のところ、青地のところはまだ除外申し出がなされていませんので、青地ではまだ事業着手がないと認識しています。

【江嵜委員】
　違いますよ。現場を一度確認してください。もう工事は進んでいますよ。

【浅野委員】
　ちょっとお願いしたい。

【熊澤議長】
　今、江嵜委員が発言されていますので、終わったらお願いします。

【農業振興課長】
　事業用地、要は水を木曽川へ引っ張って行って捨てるという事業のための用地の話と、そのために引越しをしていただかないといけない方の引越し先の土地の話との 2 つの議論があると思います。

【江嵜委員】
　そのことだけと言われれば、そのことだけですが、事業全体が今回の移転だけの事業ではありません。全体の事業です。

【農業振興課長】
　今回で言うとこの黄色い現事業地が県事業に掛かったわけですが、県の河川事業用地としては、今のところ相談を受けていない状況です。本日はこの黄色い部分、現在は宅地などの非農地系でしょうが、この黄色い部分についての移転先としての相談がありましたので、このような議案を上程させていただきました。

【江嵜委員】
　それはおかしいです。事業全体が農業振興地域を含めて一町田以上の事業です。その中の除外申請が宅地化された部分だけの移転だから関係ないと言われるのはおかしいです。事業全体が農業振興地域を含めての事業です。その区間で買収されて移転するということです。その分だけしか関係ないと言われるの

はおかしいです。

【農業振興課長】
　この河川事業の影響範囲としては、その周辺、宅地も田んぼもひっくるめて周辺広域の水環境の問題ということになるでしょうが、だからと言ってその周辺の事業の効果が出る土地の範囲に青地があるのなら農業委員会に必ずしも上程するというものではなく、その事業での移転先の代替地が青地農地であれば農業委員会さんに仰ぐというスタンスであります。
　極端なことを申し上げますと、例えば国策で成田空港だとか大きいのがありましたが、空港の影響を受ける範囲というのは、例えば成田空港であれば近隣の関東圏一帯に及ぶわけです。農作物もそこから輸出したりするでしょうが、だからと言ってそれら全部の市町の農業委員会には上程しないわけです。
　あくまで今回お願いしておりますのは、黄色い部分が県の事業用地となる会社さんの事業が手狭であるので新しい移転先を探すのにピンクのところに移転したいという申し出があったということです。
　それから、今後の県事業については、今のところ、県側からは、相談は受けていない状況でございまして、事業用地として買収がまとまった田畑があれば、それはそのタイミングでご相談いたします。

【江嵜委員】
　私が言っているのは事業全体から進めていくプロセスだと思いますが、個別のここでいいという意見ですか。

【熊澤議長】
　話が農業振興課とすれ違っていますので確認します。江嵜委員は事前着工をこの周辺でしているということですか。それとも計画案を江嵜委員がご存じということですか。

【江嵜委員】
　計画案は、ここで説明会がありましたが地主さんと町内会さんだけ説明があって、それ以外の関係者は呼ばれていない。

【農業振興課長】
　事業に対して、よく住民説明会とか地元説明会がありますが、これについては県の施行事業ですので、県の側が公告、広報とか案内状を出すとかで関係者さんを呼んで行われています。その時に、個々で呼ばれた呼ばれていないとい

うのは農業サイドとしては把握しておりません。

【江嵜委員】
現状、ほとんど工事が進んでいますがその判断は。

【農業振興課長】
事業認可を県で取得したものであれば事業は進んでいるかと思います。

【江嵜委員】
農業振興地域内なのに事前協議なしで取れますか。

【農業振興課長】
例えば、都市計画法であれば都市計画法の事業認可をもって土地収用法の事業認定と同様の効果が得られることもございます。県による具体的な手続きまでは存じ上げません。

【江嵜委員】
農業振興地域の農地が工事されているのですが、このポンプ場周りの、１番の申出者の黄色の部分だけでなく、一帯で工事が進んでいますが、認識されていますか。

【渡辺主査】
申し訳ありませんが、具体的にどこの工事が始まっているというところまでは、わからないですが、この関係で除外の申し出は出てないものですから白地や宅地などから工事を進めているものかと思います。

【江嵜委員】
農業振興地域の除外の申請がポンプ場の関係で出ているのなら、根本のポンプ場建設のところもきちんと農振除外の審議をお願いしたいということです。

【農業振興課長】
本日の議題ではございませんが、もし適正な手続きを経ずにそういうことがなされている事案があれば、別途、県なり事業施行者に正していくべきだと感じております。

【江嵜委員】
　ということは今回の申請の黄色い部分は、原因は全体ですが、ここの部分だけで言えば除外申請がされているので問題ないということですね。事業自体は全体で、この部分だけでないとわかっていてもそう言われるのですね。

【農業振興課長】
　黄色の部分が手狭になったこと、かつ収用事業、公共事業にかかったことをダブルでこのピンクのところに移転したいというのを本日の議題としてお願いしております。

【江嵜委員】
　その原因が黄色い部分の事業だけでないですよ。方向が違うのではないですか。

【熊澤議長】
　私の方から発言させていただきます。農業振興課としては、改めて今現地がどういう状態であるか大至急確認してください。それをもって県なり国に対して問い正してください。農業委員会として全体的に農業振興区域内の業務がなされていないということは農業委員会として恥ですから。現況が江嵜委員は事前着工してるのではないかというご発言でよろしいですね。

【江嵜委員】
　用水が通っているので、うまく通らないようになると困ります。農業を続けていく上で影響があると困ります。

【熊澤議長】
　江嵜委員の発言に対して大至急確認してください。

【農業振興課長】
　確認はさせていただきます。着工場所等につきましては、会議が終了した後、江嵜様にお尋ね申し上げますので具体的に場所を示していただいて、それでもって現地確認をし、事業手続きについて県へ確認させていただきます。

【江嵜委員】
　1 番の農振除外について、接続道路、道路幅について確認したいです。

【農業振興課長】
今、お手元の資料の下側のページ、予定建物の東側に南北に走っている道路のことだと思いますが、この図面に記載のとおり、道路台帳上の道路幅については 6.5 メートルほどであると認識しています。

【江嵜委員】
公図上の寸法は 6.5 メートルあるということですが、実際に車や人が通る幅はそれだけないです。それでも公図上の寸法があればいいのかを確認したいです。

【農業振興課長】
公図上の寸法があればいいのかという話ですが、まず公図上の寸法があればいいのか悪いのかという話は、何についていいのか悪いのか、どちらにせよ、今回の申し出によって、現状の道路を食いつぶすとか、更に狭めるものではございません。

【江嵜委員】
現状を変更するものではないということですか。交通量、車が 1 日何台通るかという計画はありますか。

【渡辺主査】
こちらは一般廃棄物処理施設でございまして、主にスーパーから排出される生ゴミを毎日パッカー車で建物内へ直接搬入し、そこにある生ごみ処理機にかけて、24 時間かけて堆肥化するという作業を行っております。パッカー車で毎日搬入されますが、生ごみ処理機にかけられなかった残渣は集塵車が毎日回収にくると書かれています。なので、比較的そんなに大きくない作業車が出入りするという形になります。ただ、月に 2 回だけ、堆肥になったものをまとめて置いておくスペースがありますが、それがある程度まとまったところで月に 2 回、4 トンのコンテナが入ってきてそれを回収して、今度は堆肥を販売するために別の事業者のところに運ぶ作業があるようですので、その 2 回は大きなトラックが通ると聞いております。

【江嵜委員】
本当ですか。書いてありますか。本当ですか。

【渡辺主査】
申出書の添付書類に書かれております。

【江嵜委員】
1か月に1回か2回だけですか。そのためにこれだけの事業をされるのか。

【渡辺主査】
堆肥化するのに時間がかかるということでこのような施設が必要ということを聞いております。

【江嵜委員】
1か月に1台か2台だけ通るということですか。

【渡辺主査】
除外の面積が過大でないということを説明する資料をご提出いただいていますので、それを読み上げさせていただきます。
（1）建築物
スーパーから排出される生ゴミをパッカー車により建物内へ直接搬入し、1～2 回/日受け入れしている。搬入後、堆肥化可能物を選別し、毎日生ゴミ処理機へ投入し 1 台あたり約 24 時間で一次発酵堆肥が約 1ｔ生成されます。月 2 回、4ｔコンテナにより約 15ｔ●●●町の株式会社●●●業者へ搬出している。また、選別後に発生する残渣は塵芥車により毎日収集されている。これらの処理工程を適正かつ衛生的に実施するためには、パッカー車が安全に進入し生ゴミを荷下ろしできる受入・選別作業スペース、一次発酵後の堆肥を搬出まで保管するための堆肥保管スペースに加え、選別作業や堆肥搬出作業を円滑に行うためのフォークリフトが通行可能な十分な通路スペースが不可欠である。しかし、現施設ではこれらのスペースが不足しており、選別作業の効率低下、堆肥保管量の制約、ならびにフォークリフトの安全な走行確保が困難となっている。安定した処理体制を維持し、適正な廃棄物処理を継続するためには、堆肥保管スペース 21ｔ、フォークリフト 2 台分の充電・格納スペース、来客用・社員用スペースを設置するため施設の拡張が必要である。また臭気による周辺環境への悪影響を防ぐため、脱臭機が必要である。

【江嵜委員】
今おっしゃられるように１日に１回か２回なら、道路に関して周辺の影響はないと思います。続けて、貯水槽がありますね。これは何をためるものですか。

【渡辺主査】
こちらは処理の過程で出たものや雨水ですとか敷地内の排水をここにためて処理をして水路に最終的に排水するという計画でございます。

【江嵜委員】
処理の方法と、放水はどこに放水しますか。

【渡辺主査】
西側の水路へ排水するという計画になっております。

【江嵜委員】
それに関してですが、西側の水路の底の高さと北の方の三角の農地がまだ残りますが、北の方の三角の農地の土地の高さ、私の知る範囲ではほとんど差がないと。北側の三角のところは湿原状態で排水が悪いのですが、今回の事業で排水されると、北側に残った農地の排水に影響が出ないか。

【渡辺主査】
高さのことまでは申し訳ありませんが聞いていませんが、事業者が道水路管理課に確認して、この水路には排水してもいいという水路になっているということは確認されたと聞いております。

【江嵜委員】
その水路が北側の三角の排水も通るのですが、問題ないのかと確認しています。

【渡辺主査】
万が一北側に水が流れて、何か悪影響が出た場合には、申出書の中で「万が一、周辺農地に被害を及ぼした場合は当方にて責任をもって善処します。」と記載がありますので、何らかの対応はするはずです。

【江嵜委員】
　そういう約束はあるのですが、あらかじめ心配な場合はデータに基づいた報告をお願いします。

【熊澤議長】
　議事が停滞していますが、農業振興課がもう少し勉強してください。私も聞きたいことがあります。堆肥でやるには骨材がいります。骨材を貯留する場所がここには書いてありません。農業振興課も事前に勉強してください。
　江嵜委員の発言については、よろしいですか。

【浅野委員】
　ちょっとよろしいですか。今私が聞いておりまして、何が問題なのかわかりません。基本的に農業委員会が農業振興地域計画の変更について意見を求められています。地主さんが都合があって売却するので改めて事業をする場所を探してる。たまたま青地なので、農業委員会に意見を聞くだけ。もし農業委員会の意見でだめなものをだめというならば、転用申請があったらその時に言えばいい。青地を外すには、6 要件があってそれをクリアしていればやむをえない。違いますか。今の排水どこに、何を流すかは環境課が調べていいと言えばいいし、都計法に関することは都市計画課でいいと言えばいい。たまたま農地が青地だったから、農業振興計画を変えてもいいか意見を求めているだけです。違いますか。

【農業振興課長】
　おっしゃるとおりです…

【浅野委員】
　それが農業委員会で…

【江嵜委員】
　違いますよ。農業委員会で審議することは…

【浅野委員】
　今発言しています。

【熊澤議長】
江嵜委員、今浅野委員が発言しています。
浅野委員、どうぞ続けてください。

【浅野委員】
農業振興課からご意見はございませんかと聞かれている。良い悪いの問題は後の話。農業委員会は転用申請が上がってきたら、農業委員会の皆さんで話し合って良い悪いを決める。今の、県がもともと農地を公共用地として取得することに関して、農業委員会がとやかく言うことはできません。
議長、答弁してください。農業委員会は公共のために市長とか県知事がその農地が必要と言われれば、良いとか悪いとか言っていられない。まず前もって農業委員会にその承認の書類は出てこない。根本はそれです。それを分かって話して見えると思うが、知らないならしゃべらないでください。

【熊澤議長】
とりあえず、浅野委員が言われる発言の中身は、公共的に市町村、県とか国から申し出があれば、法律にのっとった行為であれば農業委員会としてだめという意見はだしにくい。

【江嵜委員】
違いますよ。

【浅野委員】
農業委員会には申請書は回ってこない。間違っている。

【江嵜委員】
私が言っていることは違います。周辺の農業に影響が出ないように、お願いしたいというのが基本なんです。国や県が決めたからそれに対してどうこういうことができないなら、何のための農業委員会か。

【農業振興課長】
江嵜委員がおっしゃれることはごもっともで、確かに、ここにおられる皆さんにとって、農地、農作業に影響するようなものは心配でならないというのはその通りだと思います。
冒頭、私共からのご説明の中でも、土地改良区や農協さんなどから「やむを

得ない」とのご意見をいただいたと申し上げました。農業に何も影響が出ないためには、一切開発などを認めなければ良いのですが、そういう訳にもいきませんので、「やむを得ない」といえるかどうかから議案を判断し上程しております。
　今回、この申出地については、宮田用水土地改良区さんと愛知西農協さんから、やむを得ないお返事いただき、そのうえで、農業委員の皆さんのご意見をいただくため、上程させていただきました。
　何も大手を振って皆さんの農業ことなんか知らないという話ではなく、しぶしぶ上程させていただいた状況でございまして、やむを得ないこととすることについて、ご意見をいただきたいというのが今日の趣旨でございます。

【江嵜委員】
　それに関して、宮田用水さんから意見もらっていますか。

【渡辺主査】
　はい。宮田用水さんには意見を聞くことと農振法で決まっておりますので、照会をかけてやむを得ないという回答をいただいています。

【江嵜委員】
　私も用水費を負担して宮田用水の組合員になっているが、ここことは関係ないかもしれないが、費用を払っている組合員に何の連絡もなしに農業委員会に「問題ない」と意見出されているわけですね。

【農業振興課長】
　宮田用水さんの内部的な処理方法については存じ上げません。

【熊澤議長】
　それは確かに各組織で独自の規定があって、意見を申し立てていると思います。農協であれば代表理事組合長、それから宮田であれば理事長、だから理事長はその旨で審議して意見が出されている。私はそう思っています。だから、その組織の組合員におたずねするということはありません。農協でも一緒です。関係する組合員に農協がおたずねして意見をつけるということはありません。私も経験しております。

【江嵜委員】
　私はおかしいと思います。

【浅野委員】
農業委員会で審議することではないです。

【熊澤議長】
これは各組織がそれぞれのきまりに従って述べられているということでご理解ください。それを私が一組合員だからというのは、今江嵜委員は農業委員という立場でここで発言する機会があるということで申し出されたと思いますが、取り合えず個々の案件では各組織から「やむを得ない」と申し出があったという旨で理解ください。よろしいですか。
次に、ほかの委員さんから、ご意見・ご質疑がありましたらお願いします。
議　　場　　［質疑なし］

【熊澤議長】
別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議　　場　　［挙手］

【熊澤議長】
挙手全員と認めます。よって、第１号議案「農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について」は、除外に対しやむを得ないものとさせていただきます。
それでは農業振興課の職員はご退席するようお願いします。

＜農業振興課職員　退席＞

続きまして、日程第３「提出議案」を議題とします。はじめに、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請許可決定について」を議題とします。
まず、議案第１号２４番につきましては、小島　かな子委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会　総会会議規則　第１５条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を先に審議させていただきますので宜しくお願いします。

＜小島　かな子委員　退席＞

事務局、議案第１号２４番を説明願います。

【坂野課長補佐】
　それでは、議案第１号２４番についてご説明申し上げます。
　事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、２ページをご覧ください。本案は、農地法第３条の規定による許可申請です。
　２４番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。
　以上、農地法第３条許可１件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】
　ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

　議　　場　　［質疑なし］

【熊澤議長】
　別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

　議　　場　　［挙手］

【熊澤議長】
　挙手全員と認めます。よって、議案第１号２４番については、原案どおり可決・決定することといたします。

　＜小島　かな子委員　自席に戻る＞

　引き続き、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請許可決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】
　それでは、提出議案の１ページをご覧ください。
　引き続き、議案第１号についてご説明申し上げます。
　申請内容は、先ほどご審議いただきました２４番を除き、所有権移転１４件です。

詳細は、２ページから４ページをご覧ください。
２ページの２１番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。２２番から２３番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。２５番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。３ページの２６番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。２７番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。２８番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。２９番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。３０番につきましては、親族間の贈与のため所有権を移転されるものです。４ページの３１番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。３２番から３５番につきましては、所有権を移転し営農を開始されるものです。
以上、農地法第３条許可１４件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】
ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

【浅野委員】
２２番の受け人の年齢は何歳ですか。

【事務局】
８６歳です。

【浅野委員】
高齢でありますが、通作距離、後継者についてはどうですか。

【事務局】
申請地は、自宅の前にあります。後継者は息子夫婦です。

【熊澤議長】
その他、意見等ございませんか。

議　　場　　［質疑なし］

【熊澤議長】
　別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議　　場　　［挙手］

【熊澤議長】
　挙手全員と認めます。よって、議案第１号については、原案どおり可決・決定することといたします。
　次に、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。
【坂野課長補佐】
　提出議案の５ページをご覧ください。
　議案第２号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第４条の規定による許可申請です。
　申請内容は、自作地転用１件です。
　詳細は、６ページをご覧ください。
　３番につきましては、自己用住宅として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、右端の備考欄下段のとおりです。都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。
　以上、農地法第４条許可１件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】
　ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議　　場　　［質疑なし］

【熊澤議長】
　別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議　　場　　［挙手］

【熊澤議長】
　挙手全員と認めます。よって、議案第２号については、原案どおり一宮市長

に進達することといたします。
　次に、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。まず、議案第３号７３番につきましては、奥　智子委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会　総会会議規則　第１５条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を先に審議させていただきますので宜しくお願いします。

＜奥　智子委員　退席＞

【熊澤議長】
　事務局、議案第３号７３番を説明願います。
【坂野課長補佐】
　それでは、議案第３号７３番についてご説明申し上げます。
　提出議案の１４ページをご覧ください。本案は、農地法第５条の規定による許可申請です。
　申請内容は、所有権移転１件です。
　７３番につきましては、資材置場として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。
　以上、農地法第５条許可１件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】
　ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

【浅野委員】
　備考欄に現況雑種地、始末書と記載がありますが、現況はどのような状態であるか、始末書は誰の始末書ですか。

【事務局】
　現況は草映えです。始末書は渡人による始末書です。

【浅野委員】
　いつから雑種地の状態ですか。

【事務局】
令和５年ごろです。

【熊澤議長】
その他、意見等ございませんか。

議　　場　　［質疑なし］

【熊澤議長】
別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議　　場　　［挙手］
【熊澤議長】
挙手全員と認めます。よって、議案第３号７３番については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

＜奥　智子委員　自席に戻る＞

引き続き、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請意見決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】
それでは、提出議案の７ページをご覧ください。
引き続き、議案第３号についてご説明申し上げます。　本案は、農地法第５条の規定による許可申請です。
申請内容は、先ほどご審議いただきました７３番を除いて所有権移転１９件、賃借権設定９件、使用貸借権設定６件です。
詳細は、８ページから１４ページとなります。
８ページの４１番から１０ページの５４番につきましては、分家住宅、１０ページの５５番から１１ページの５７番につきましては、自己用住宅、５８番につきましては、店舗（調剤薬局）、５９番につきましては、店舗（化粧品、健康飲料小売業）、６０番につきましては、工場（自動車整備工場）、１２ページの６１番につきましては、給油所（ガソリンスタンド）、６２番につきましては、通路（延長敷地）を建築するものです。
以上、２２件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。

つづきまして、６３番から１４ページの７１番につきましては、駐車場、７２番につきましては、駐車場兼資材置場、７４番につきましては、資材置場、７５番につきましては、太陽光発電設備として利用されるものです。

立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段のとおりです。５８番、６５番の申請地は新川流域にあたりますので、特定都市河川浸水被害対策法上の許可について治水課と調整済みです。

以上、農地法第５条許可３４件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議　　場　　［質疑なし］

【熊澤議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議　　場　　［挙手］

【熊澤議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第３号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第４号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】

提出議案の１５ページをご覧ください。

議案第４号について、ご説明申し上げます。本案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定についてです。

今月の申請は、１件です。

詳細は、１６ページをご覧ください。

３番につきましては、被相続人が自ら耕作していた農地につきまして、相続人もまた、自ら耕作を続けるとのことで申請がなされています。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願１件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】
　ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議　　場　　［質疑なし］

【熊澤議長】
　別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議　　場　　［挙手］

【熊澤議長】
　挙手全員と認めます。よって、議案第４号については、原案どおり可決・決定することといたします。
　次に議案第５号「農用地利用集積等促進計画案の決定について」を議題とします。まず、議案第５号１番から１５番につきましては、江嵜　正雄委員さんが関係する案件となります。一宮市農業委員会　総会会議規則　第１５条の規定により、議事に参与できませんので、ご退席いただき、この案件を審議させていただきますので宜しくお願いします。

　＜江嵜　正雄委員　退席＞

　事務局、議案第５号１番から１５番を説明願います。

【坂野課長補佐】
　議案第５号１番から１５番について、ご説明申し上げます。
　提出議案の１８ページをご覧ください。本案は、農用地利用集積等促進計画案の決定についてです。
　１番から１５番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で使用貸借権の設定を行うものです。
　以上、農用地利用集積等促進計画案の１番から１５番につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】
　ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議　　場　　［質疑なし］

【熊澤議長】
　別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議　　場　　［挙手］

【熊澤議長】
　挙手全員と認めます。よって、議案第５号１番から１５番については、原案どおり可決・決定することといたします。
＜江嵜　正雄　委員　自席に戻る＞

　引き続き、議案第５号を議題とします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】
　それでは、提出議案の１７ページをご覧ください。
　引き続き、議案第５号についてご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積等促進計画案の決定についてです。
　詳細は、１９ページをご覧ください。
　１６番から１７番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で賃借権の設定を行うものです。１８番から２０番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で使用貸借権の設定を行うものです。つづきまして、２０ページの１番から５番につきましては、愛知県農地中間管理機構を介して、貸し手と借り手の間で賃借権の移動を行うものです。
　なお、地区担当委員（農業委員及び農地利用最適化推進委員）でご協議をいただき、ご了承をいただいております。
　以上、農用地利用集積等促進計画案につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【熊澤議長】
　ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議　　場　　［質疑なし］

【熊澤議長】
　別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議　　場　　［挙手］

【熊澤議長】
　挙手全員と認めます。よって、議案第５号については、原案どおり可決・決定することといたします。
　次に、日程第４「報告事項」を議題とします。
・報告第１号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出受理報告について」
・報告第２号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出受理報告について」
・報告第３号「現況証明報告について」
・報告第４号『「地域計画」に係る意見報告について』
を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【坂野課長補佐】
　それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。
　報告第１号から報告第４号まで一括してご報告申し上げます。
　表紙をめくりまして、１ページをご覧ください。報告第１号は、農地法第４条第１項第７号の規定による届出です。今月の報告は、２ページの５件です。３ページをご覧ください。報告第２号は、農地法第５条第１項第６号の規定による届出です。今月の報告は、４ページから７ページの所有権移転１５件、賃借権設定２件、使用貸借権設定２件です。８ページをご覧ください。報告第３号は、現況証明報告についてです。今月の報告は、９ページの２件です。１０ページをご覧ください。報告第４号について、ご説明申し上げます。本案は、「地域計画」に係る意見報告です。令和８年５月２８日の農業委員会総会で、農業経営基盤強化促進法に定める地域計画目標地図の変更素案を決定いただき、市へ提出いたしました。市は、農業委員会から提出された変更素案を基に、地域計画を変更し、再度、農業委員会に意見聴取がなされましたが、その変更内容

が農業委員会が策定した目標地図の変更素案と同一であったため、会長専決にて「意見なし」として回答したものの報告です。
　以上、報告第１号から報告第４号まで一括してご報告申し上げました。よろしくお願いいたします

【熊澤議長】
　ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第１号から報告第４号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議　　場　　［質疑なし］

【熊澤議長】
　別段ご意見もないようですので、報告第１号から報告第４号までご承認いただいたものといたします。
　それでは、以上をもちまして、第３回総会を閉会いたします。
　本日、皆様に配布しております、議案書につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いします。
　委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

（午後３時２０分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議　長　　熊澤　宣明

署名者　　酒井　敏夫

署名者　　林　泰江